**様式１**

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|---|---|---|
| 処分の名称 | | 地位の承継 |
| 根拠条例･規則等名 | | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 |
| 条　　項 | | 第１０条 |
| 所管部課 | | 建設局 建築行政部 北部建築指導課（電話：048－646－3235）<br>建設局 建築行政部 南部建築指導課（電話：048－840－6236） |
| 審査基準 | 基　　準<br>（未設定の場合はその理由） | 審査基準は、以下の要件を満たすこと。<br>・法第１０条の定めによる。<br>・さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成２１規則第７６号）の定めによる。<br>・長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱の定めによる。 |
| | 設定等年月日 | 平成 21 年 6 月 4 日設定　平成 30 年 4 月 1 日最終改正 |
| 標準処理期間 | 期　　間<br>（未設定の場合はその理由） | １４日<br>ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りでない。 |
| | 設定等年月日 | 平成 21 年 6 月 4 日設定　平成 30 年 4 月 1 日最終改正 |
| 備　　考 | | |